

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成29年7月24日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成29年6月23日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成26年4月15日付で、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年12月26日、請求人は、同一世帯の請求人の孫（以下「孫」という。）が今後は請求人の長女である孫の母（以下「孫の母」という。）宅で生活を行うことになり、自らの収入で生活可能となるため、生活保護の辞退を申し出る。
- 3 平成29年1月23日、処分庁は担当ケースワーカーと査察指導員で協議を行い、孫の母

からの扶養届、孫の意思確認及び家庭訪問による事実確認を行ったうえで判断を行うことを決定する。

- 4 平成29年1月30日、処分庁は、電話により孫から孫の母宅への転居及び生活保護の廃止について意思確認を行う。
- 5 平成29年3月21日、処分庁は請求人から、孫の母からの孫の扶養届を受理する。
- 6 平成29年3月22日、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人宅に孫が戻ってきていないことを確認する。
- 7 平成29年5月30日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、平成29年3月1日付けての孫の保護廃止及び平成28年12月から平成29年2月までの間に過支給となった保護費について法第63条に基づく費用返還決定（以下「本件返還決定」という。）を行うことを決定した。
- 8 平成29年6月23日付で、処分庁は請求人に対し、本件返還決定通知書を交付した。
- 9 平成29年7月24日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 経緯

(ア) 請求人は平成26年4月から処分庁より生活保護を受給してきたが、平成28年12月にそれまで同居していた孫がA市に居住する孫の母宅に転居したため、同月26日に処分庁に赴いて、世帯分離の手続きをとってもらいたい、あるいは生活保護を辞退したい旨を口頭で申し述べた。これに必要な対応を担当ケースワーカーにおいてして頂く運びとなっていた。

(イ) ところが、担当ケースワーカーは、約半年間にわたってこの措置を行わず、結果的に、世帯員の変更の事実の確認をしていたにもかかわらず、漫然と、請求人の世帯員数を孫を含めた2人を前提にした保護費を支給し続けてきた。

(ウ) 平成29年6月22日、請求人は、自宅にて、同月23日付本件返還決定通知書を受

け取った。

(工) 本件返還決定通知書は、過支給を理由として、法第63条により、平成28年12月から平成29年2月分までの保護費のうち、平成28年12月分18,415円、平成29年1月分38,960円、同年2月分38,960円、合計96,335円の返還を求める内容であった。

イ 違法性ないし不当性

(ア) 処分庁の怠慢により過誤払いされた保護費は「資力」に該当しない。そもそも本件のような事案において法第63条を適用すること自体失当である。

(イ) 法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。すなわち生活保護が、被保護者が「その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」として行われるとの規定にもかかわらず、「急迫した事由がある場合」には「必要な保護を行うことを妨げるものではない」旨を定めていることに対応し、「資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする」規定が法第63条なのである。

(ウ) したがって、本件においては、そもそも処分庁の怠慢により誤って過分に交付された生活保護費がそもそも法の定める「活用すべき資産」に該当しないことは明らかである。「資産」については「土地、家屋を始め貨幣、債権、無体財産等プラスの財産の総称」であるとされ（「生活保護法の解釈と運用」）、「その利用し得る」という要件については「資産についていえば、現実に使用、収益、処分の機能を持っていること」とされている（同書）。

(エ) しかしながら本件の場合、過誤払いされたであろう生活保護費は、請求人において既に費消されており、「資産」自体が存在しないのである。そして請求人の当該費消は、行政の側の過失に基づいて請求人がこれをそうでないものと措信して通常の生計費として費消したものであって、浪費や他人への貸付など一切行っていない。

(オ) また請求人は、平成29年6月5日に保護廃止決定を埋めているが、これはかねてより請求人が生活保護受給の辞退を申し出していた。（半年後になってようやく辞退届が受理されて決定が下されたものであり、この点においても処分庁の事務怠慢は甚だしいと言わねばならない。）請求人の辞退申出の根拠は決して資力が回復したからなどといった事情では無く、行政の側の不遜な対応に嫌気をさしたためである。請求人は保護廃止後も、老齢年金等で最低生活費に相当する程度の収入で生活をしつつ医療費の支払も加わる過酷な生活が続いていることに変わりが無い。それでも敢えて行政の側の対応に不審を募らせ

続けた結果の保護辞退申出であった。

(カ) 法第63条は「資力が換金されるなど最低生活に充當できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする」とするが、請求人は保護受給中も保護廃止後も一貫してこのような状況にない事からして、同法の要件には該当せず、返還の必要性が無いことは明らかである。

(キ) ところで、本件審査請求に際して是非とも触れておかねばならないのは、請求人のケース記録には随所に事実でない記載があることである。同記録の平成29年1月23日付箇所には、処分庁が「請求人には現状では、請求人と孫の二人世帯で生活保護を受給している状態であり、同年2月分保護費についても二人分の最低生活費で保護費が計算されて支給されているため、同月の生活費は一人分の最低生活費で生活する必要があり、目安として110,000円程度で生活するよう伝える。わかりましたとのこと。」との記載があるが、このケース記録の記載は存在しない事実を作出して記載をした虚偽の記録である。請求人は担当ケースワーカーとこのようなやりとりをした事実はない。ましてや請求人は担当ケースワーカーからは「11万円」という数字を聞かされたこともなかったことを付言しておく。

(ク) 自らの事務の怠慢による事務処理上の誤りを棚に上げ、更にはその誤りを糊塗するために公文書を偽造までしたうえ、その損失を生活保護利用者である請求人に押し付ける処分庁の本件返還決定は許しがたい犯罪的行為であると言わねばならない。

ウ 以上、本件返還決定の違法性・不当性は明らかであるから、請求人は本件返還決定を取り消す、との裁決を求めるものである。

(2) 審理員が平成30年1月4日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁は、請求人が主張する通り、「平成28年12月26日に孫がA市に居住する孫の母宅に転居したこと、「請求人が単身であれば生活保護を受給しなくても生活できると発言している」とことは、「確認している」と自ら述べ（2 処分庁の主張（1）-ア）、請求人が少なくとも同日以降は、単身であることを認めている。

そのうえで、その後もこの事実関係（請求人が単身生活を送っていること）については、一貫かつ継続的に続いていることもみとめており、孫が請求人との同居生活に戻っていないという事実関係についても争いはない。

しかるに処分庁は、弁明書において「もともと孫がその母ではなく、祖母である請求人との同居に至っている経緯は孫と孫の母の再婚相手との不仲からであり、住民票の移動もなく、孫への確認も取れていない状況」という自らの判断及び不作為を並べ立てたうえで、自らが孫のA市への転居の事実を知っていたにも関わらず、敢えて請求人の世帯が一人世帯であるとの認定もせず変更決定をもせず、客観的事実と異なる事実を前提にして生活保護事務を執り行っていた。

更には、処分庁が敢えて変更決定をしないのならばしないなりに、孫が請求人宅に舞い戻ってくる蓋然性が実際にあるのかないのかについて処分庁が、みずから調査を行うべきであった。にもかかわらず処分庁は、これを怠ったばかりか、その調査の責任を請求人に押しつけてきた。

本件返還決定は、こうした事実関係を前提にして、処分庁の過失によって発生した損失を、ひとえに請求人になすりつける不当な処分である。

イ　自らの業務を請求人にさせる処分庁（2　処分庁の主張（1）-ア）

弁明書では、処分庁が自ら調査をせずに、請求人に調査をさせて再度その状況を報告させるように依頼（2　処分庁の主張（1）-ア）をしていることを処分庁自らこれを認めている。

処分庁が、当時、請求人の状況をおもんぱかって保護を廃止することが不適切であると判断することについては、特段、問題ではない。しかしながら、請求人が自ら保護廃止を申し出ているにもかかわらず、その要件を充足しているか否かを確認することは、処分庁本来の業務であって、その業務を、請求人や孫に委ねることは、行政の不作為と言われても仕方がない。更に、業務を委ねておいてその報告が無いあるいは遅延しているような事態に陥っているのであれば、処分庁自らが乗り出して調査を行うべきであるにもかかわらずこれをせずに、そのような事態を惹起した責任を専ら請求人らに押しつけて、処分庁の過失責任を隠蔽ないし湖塗することは赦されるものではない。

ウ　「確認する方法がない」と嘘の主張をする処分庁

処分庁が主張するとおり、平成29年1月23日、請求人は、処分庁に対して「（孫が、依然）自宅に帰宅していない」ことを報告している。にもかかわらず、処分庁はこれを無視したのか聞き流したのか、保護廃止処分をせずに放置した。挙げ句、「請求人の申立以外に何ら確認する方法もないため」と驚くべき主張をしている。請求人の申し出を確認する方法はいくらでもある。請求人から孫の電話番号を聴取する、あるいはA市の転居先へ文書を郵送する、また転居先に訪問を行うなど、いくらでも方法はある。このように、当たり前のことを「方法がない」などと誰にでもわかる嘘を主張してその責任を回避しようとしているところに行政としてあるまじき姿勢が伺われる。（2　処分庁の主張（1）-イ）

エ　処分庁の組織全体としての過失責任

処分庁が、査察指導員との協議を行った事実については、請求人は知らない。がしかし、いずれにしても2　処分庁の主張（1）-イ記載の①②③の各確認作業を行う必要性があることを当該協議の席上で認識が共有されているのであるから、その確認作業を怠った過失は、単に請求人の担当ケースワーカーの個人の技量の未熟さや責任の問題ではなく、処分庁全体の責任である。

オ　意味不明かつ不適切な協議（2　処分庁の主張（1）-ウ）

処分庁は「請求人の保護廃止は、孫が保護を要する場合、前提条件が変わるために、孫の廃止が確定してから、要否判定にて検討することになった」と主張しているが、何をする

際の「前提条件」であるのか、意味不明である。孫は、既にA市に転居しているのであるから、孫が保護を要する場合とはそれは処分庁での保護ではなくA市における保護実施となるものであって、そのような事柄を処分庁において、あれこれ議論しても無意味な事柄である。

処分庁は、請求人と孫の遭遇について真摯に検討を協議してきたかの言辞を書き並べてはいるが、このような意味不明かつ無意味な議論を重ねながら、事態を放置する言い訳にしてきたうえで更にこれを本審査請求段階に及んでも堂々と主張しているという驚くべき実態なのである。

力 協議した確認作業を請求人に丸投げ押しつけ（2 処分庁の主張（1）-ウ）

驚くべきは、処分庁は、前項の協議による確認作業を請求人にまたも押しつける挙に出たのである。「この内容を請求人に伝えたところ」（2 処分庁の主張（1）-ウ）と主張してはいるが、単に「伝えた」のみではなく、請求人に確認作業を押しつけたというのが真相であった。であるからこそ請求人が「手続きの煩わしさについて苦言を呈し」たのは当然のことである。

なお、この時点において、請求人に「一定の理解を得ていた」（2 処分庁の主張（1）-ウ）と、ここでも、事実でない主張を述べている。一定の理解とは具体的にどのような発言を請求人から聞いたというのか、証明をされたい。ちなみに請求人はそのような理解をしていたことは絶対にない。

キ 平成29年1月23日付けケース記録は正しい記載ではない。

請求人は、もし自身が保護廃止されたとしても、「(孫は転出していて自らは単身生活なので) 年金等自らの収入で生活は出来る。」と言ったことはあった。その自らの収入については11万円程度という数字を発した記憶はあるかもしれない。しかしながら、ケース記録に記載のあるような「(担当ケースワーカーが) 目安として11万円程度で生活するよう伝えよ。」といった発言は耳にしてはいないし、それに応答して「分かりました」と返答したこともない。

結局のところ、当日の担当ケースワーカーの発言の「目安として月11万円」という金額は、目下支給している保護費を含めた生計費の一部を指す金額と理解をしてのものであって、他方、請求人の発した「11万円程度」という金額は、自らの収入の額がその程度であるというものであり、認識理解に齟齬が生じているものなのである。

すなわち、「(現に支給されている保護費のうちから) 11万円程度で生活するように」と聞いたことは絶対にない。処分庁は、このケース記録に記載された11万円という文字を以て、あたかも現実支給との差額の返還義務を請求人が予測し得ていたかのようにこじつけようとしているが極めて作為的であり不相当である。（2 処分庁の主張（1）-ウ）

ク 調査の怠慢を請求人らに押しつける処分庁（2 処分庁の主張（1）-エ）

処分庁は、孫の母からの「扶養届」の提出が3月に遅れたことを採り上げて、自らの確認作業の遅れを弁明している。書面による届出の提出を求めることが不相当とは言わないまでも、そのことを以て、調査確認の遅滞の責任を処分庁が免れるものではない。

ケ 本件返還決定は違法である

(ア) 処分庁は、「したがって、過支給分の生活保護費について法第63条による費用の返還を求めることに違法性はなく」(2 処分庁の主張(1)-オ)と主張するが、大いに違法である。そもそも処分庁は違法性がないことの理由において、前述したとおり事実についての説明（これも正確ではなくゆがめて伝えられているが）がされるものの、法的説明あるいは法的主張になりえていない。単なるこれまでの事実経過でしかも処分庁の不作為怠慢を敢えて自白したような事実経過を並べたような文章の挙げ句に「違法性はなく」とは支離滅裂である。

(イ) また、処分庁は、「これが「活用すべき資産」ではないとの見解は適当ではないと考える。」(2 処分庁の主張(1)-オ)と主張するが、なぜ適当でないのかの記述がなく、反論となっていない。また、「請求人はすでにこの過支給分の生活保護費について費消したことを理由に資産がないと主張しているが、費消したことが、資産がなかったとの理由にはなりえない」とも主張し(2 処分庁の主張(1)-オ)ている。この論法で行けば費消してその資産が残っているのであればその分資産があるときちんと回答しているわけであり、資産がない事実をそのまま主張しているものであるにもかかわらず現実を現実と見ない主張なのである。

処分庁が請求人に対して資産があると判断しているのなら「ある」と主張をしそれを立証すれば良いことであるが、請求人に資産があるとの主張はこれまで何らなされていない。処分庁が上から目線で「理由になる、ならない」の決定権を有するかのように語り、資産がないという客観的事実を、資産があるという虚偽の事実への誤導を招くような危険な主張をすべきではない。審査請求に際して処分庁という行政庁が道徳的な主張を述べるのは如何なものか、警告を発しておく。

(ウ) 弁明書では、「(請求人が)過支給を受けていることも認識していたにも関わらず、過支給分を費消したものであると考える。」(2 処分庁の主張(1)-オ)と述べるが、事実に反する。過支給であることを認識していたのはもっぱら処分庁の側であって、これまでと同程度の金額の保護費が支給されて、これを受領し続けてきた請求人には、明確な過支給との認識を有していたとは言えない。

請求人は「いつになつたら孫の保護廃止の手続が終了するのか」との問い合わせを行っている。この問い合わせは、孫の保護廃止だけではない。請求人自らの保護廃止も含まれていることは自明である。請求人がかかる問い合わせを行っている以上、両名がその時点で保護受給中であることを処分庁は認識をしており、過支給を続けていることも認識している筈であるが、かかる処分庁の側の明確な認識は処分庁である以上、自明の理である。しかしながら、他方で請求人の側は、支給されてきた保護費については、処分庁という役所が実施する処分であり、誤った支給をすることなど無いものと認識するのが通常であり、請求人は、かかる認識のもとでこれを最低生活費として費消し続けてきたものであり、請求人には過失は全くないのである。

コ 結語

要するに処分庁が極めて受動的な対応を漫然と続けてきた結果、何も変更手続きをしない「現状をそのまま維持」すなわち二人世帯であるという事実に反する認定をし続けて来たこと自体が問題となっているのであり、こうした不作為ないし放置によって、事実と異なる「二人世帯」という認定を続けてきたのは処分庁の重大な過失が原因であり、その責任は処分庁が負うべき事柄で、よもやこれを請求人になすりつけることが違法であることは、誰がみても明かなことである。

処分庁の担当ケースワーカーは、繰り返し請求人にこの重大な過失を発生させていたことについて自ら非を認めて請求人に、口頭であるものの、何度も謝罪を申し述べていたことを付言しておく。

更に言及するならば、処分庁は単なる「不作為」に留まらない、調査結果と異なる事実の認定までしている。すなわち孫は、平成29年1月下旬頃には処分庁に架電をし、自身が「請求人宅には戻らない」との言明をしていた。であるから請求人も孫も処分庁から求められている常識的な対応は手を尽くしていたのであるが、処分庁は請求人及び孫の意向を受けとめることなく変更決定をせず、事実に反する認定を継続したものである。なお、このときの孫の架電に処分庁の担当者が応対したか否かは定かではないが、調査の対象となる重要な人物からの架電なのであるから、仮に担当者が架電内容を直接耳にしていなくとも、折り返し架電をするなどして調査確認をすべきところであったにもかかわらず処分庁はその作業を怠っていたというほかない。

処分庁はこの項において「保護を廃止することは不適切と判断した」（2 処分庁の主張（1）-ア）との頓珍漢な主張を述べている。請求人は「（処分庁が）保護を廃止することが不適切と判断した」ことを問題にしているのではない。

請求人は、処分庁の不作為によって漫然と2人世帯を前提に誤った給付を取えて継続してきた行政の誤りを問題にし、そのうえで自らの過失によって給付した金銭を返還せよと求めることが不当であると主張をしているのである。

以上のとおり、審査請求の趣旨記載の通り、請求人になされた本件返還決定は、すみやかに取り消されるべきである。

サ 求釈明

処分庁の弁明書には、一部不分明な箇所があるため、請求人は、以下の通り、釈明を求める。

（ア）前提条件とは何か

2 処分庁の主張（1）-ウ記載の「前提条件」とは何を指すものか。何をする際の「前提条件」なのかを明らかにされたい。また、それが要否判定を遅らせる必要性のある因子であったのかについても明らかにされたい。

（イ）一定の理解とは何か

2 処分庁の主張（1）-ウ記載の「一定の理解」とは具体的には、何を、どの程度、理解をしてもらったことを指すものか。担当ケースワーカーと請求人とのやりとり等も含め

て詳細に明らかにされたい。

(ウ) 活用すべき資産とは何か

処分庁は2 処分庁の主張(1)-オで、「活用すべき資産」ではないとの見解は適当ではないと考える。」と主張している。他方で、請求人は、活用すべき資産は無いと主張をしている。

このため、処分庁におかれて、本件返還決定時に、請求人がどのような「活用すべき資産」を有していたのか、現金なのか、預金なのか、その他動産または不動産なのか。資産の種類と金額を明らかにした上で、書証上で立証されたい。

(3) 審理員が平成30年4月2日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 処分庁の平成30年3月14日付け再弁明書（以下、単に、「再弁明書」という）のうち、「2 処分庁の主張(2)-ア」の箇所に対する再反論

処分庁は、「年明けに再度状況報告を求めたものであり、これは法第61条に基づく届出の義務を求めたに過ぎず、請求人に調査を求めたわけではありません。」と主張している。

しかしながら、請求人は、平成28年12月26日処分庁窓口において孫が転居した事実を告げており、法第61条に基づく届出の義務は履行している。法第61条は書面による届出を要件として義務づけているものではなく、したがって、それ以上の作業は「届出」ではなく「調査」作業にほかならない。

処分庁が求めてきた行為すなわち「年明けに再度状況報告を求める」というその「状況報告」とは、まさしく請求人において年明けまでに「孫が戻ってくる可能性について調べた結果」の報告を意味することは明白であり、処分庁の「請求人に調査を求めたわけではありません」との主張は明らかに誤っている。

イ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張(2)-イ」の箇所に対する再反論

処分庁の主張は、「確認する「方法」がない」を、「確認する「情報」がない」と姑息に言い換えをしているだけである。事柄の本質は、処分庁において確認しようとする姿勢がなかったから、「方法」も「情報」も得られなかつたということなのである。

けだし、行政権力たる処分庁が確認する方法も情報もないなどあり得ず（もし本当になかったのならば、それはおよそ行政権力とは言えず、行政の自己否定に繋がる言動と言わなければならぬ。）さすれば処分庁が述べる「方法がない」との主張は「情報がない」と言い換えても嘘であることは明らかである。

ウ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張(2)-ウ」の箇所に対する再反論

処分庁の主張は、「確認作業の必要性を（請求人に）伝えた」こと=「処分庁に確認作業の懈怠がなかった」ことと同視するかの主張である。しかしながら、なぜ「伝えた」だけで「確認の懈怠がない」といえるのかが全く説明になっていない。

加えて、処分庁が集団で協議をしているのにもかかわらず、懈怠が起こっているのであるから、それは組織（集団）としての懈怠であると主張していることは当たり前のことであり、

これを「請求人の主張は事実と異なる」と述べることも事実と異なる頓珍漢な主張であると言わなければならない。

エ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-エ」の箇所に対する再反論

再弁明書で処分庁の「前提条件」という言葉の釈明がなされている。

しかしながら、「前提条件」とは保護の要否判定をする際の世帯員数のことである旨の説明はあったものの、処分庁が平成28年1月26日から翌年1月23日迄の間にその確認作業を怠っており、しかも「平成29年1月23日時点において、確認作業を行うと協議したばかり」で、「まだ孫が保護を要するかしないかの確認はとれおりません。」と自白すらしているのである。そして、かかる不作為についての弁明はなされていない。請求人は、まさにこの処分庁の不作為、任務懈怠を指弾しているのであり、「前提条件」についての釈明がなされたからといって不作為の事実を曲げることは出来ない。

オ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-オ」の箇所に対する再反論

処分庁は、「決して確認作業を請求人に押し付けているわけでも、まして丸投げしているわけでもありません。」と主張するが、しかばななぜ請求人に「手続きの煩わしさについて苦言を呈」されたのか。苦言を呈されたのに、なぜ、「一定の理解を得ていた」（2 処分庁の主張（1）-ウ）と断定するのかが不思議であると言わなければならない。

また、処分庁は、「実際に請求人に依頼したのは伝言のみです。」とも主張するが、「伝言」とは、国語辞典に拠れば「用件を伝えること」である。この場合、伝えられた者が用件を引き受けるか否かは問題とされない。なぜなら伝える側が伝える相手を当てにしていないからである。一方、「依頼」とは、「人に用件を頼むこと」であり、この場合には、頼まれた者が引き受けるか否かは重大な問題となる。なぜなら頼んだ側が相手を当てにしているからである。請求人は担当ケースワーカーから伝言を聞いただけではなく、その伝言に基づく用件の引受け、すなわち孫の母への伝達及びこれに対応する孫の母の処分庁への返答などなく扶養届の作成及び提出についての確認作業までを引き受ける「依頼」をされたということであり、このことこそが実態なのである。苦言を呈してまでこのような作業を「依頼」されておれば押し付けていると評価されても仕方がない。言葉を弄んでの主張は控えるべきである。

カ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-カ」の箇所に対する再反論

請求人の主張は変わっていない。請求人は、平成29年1月23日のケース記録に記載されている担当ワーカーより「目安として11万円程度で生活するように」との発言は聞かされていなかったし、請求人が「わかりました」と答えた事実は無いと述べているもので、この点で、ケース記録の記載が正しくないと主張しているのである。

キ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-キ」の箇所に対する再反論

調査確認が必要だ、と主張していたのは処分庁である。調査確認が結果として3月まで遅れた事実は紛れもない事実である。届出書の書き方が分からないと困惑している孫の母に遅れの責任を転嫁していると言わざるを得ない。

ク 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-ク」の箇所に対する再反論

処分庁は、法第63条の「急迫の場合等」の「等」をしてその解釈が『生活保護法の解釈と運用（全国社会福祉協議会発行）』（以下、「解釈と運用」という）において、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず資力なしと誤認して保護を決定した場合、或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である。」ことを根拠に「誤認して保護を決定した場合」や「保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合」が含まれると主張する。

しかしながら仮にそうであったにせよ、本件では、誤認にあたって処分庁の「調査不十分」による過失は極めて重大に過ぎるものと言わなければならない。

本件では、「利用者に他に収入があったことを処分庁がこれを知り得ず、その結果、不当に高額の決定をした場合」には当たらない。なぜなら請求人の側は格別、処分庁の側は、他に収入があった（過払い）ことを明々白々に知悉していたからである。利用者（請求人）が半年も前から自らが一人世帯である事実を申し述べ続けてきたにもかかわらず、これを看過してしまい、事実と異なる世帯認定に基づく保護決定をしてきたものである。

これは単純に「誤った」などと評価されるべきものではなく、「解釈と運用」が例示する「等」の範疇の射程に当てはめることすら出来ない。

さらに、本件返還決定は、こうした行政側の重過失に基づく過誤を、被保護者である請求人の負担に全面的に転嫁するものであって、仮にこれが万一「解釈と運用」の例示する射程内であったとしても、損害の公平な分担の見地からして違法であることは明らかである。

ケ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-ケ」の箇所に対する再反論

請求人の主張は、処分庁の主張するような、「資産の有る無しの「理由」の正当性を論じているものでは無い。資産が「ある」「ない」の事実を論じているものであり、処分庁のような理由の正当性不正当性を論じているものでは無く、噛み合った反論になり得ていないと言わざるを得ない。であるからこそ、請求人が先の反論書で「処分庁という行政庁が道徳的な主張を述べるのは如何なものか」と述べざるを得なかったものであり、また再度これを述べざるを得ないのは慚愧に堪えない。

コ 「再弁明書」のうち、「2 処分庁の主張（2）-コ」の箇所に対する再反論

担当ケースワーカーが初めて法第63条返還のことを口にし出したのは、平成29年4月6日の来庁時であった。

このとき担当ワーカーは請求人に謝罪までしており、事実上、返還金の発生を伝えていたことを認めている。このことはケース記録でも明らかであり、処分庁の主張こそ整合性がない。

（4）請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成29年6月23日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件返還決定通知書には、「あなたの世帯は、平成26年4月15日から本市において生活保護を受給していますが、平成

28年12月24日から孫は孫の母に引き取られているとの申告があり、その事実を確認しております。つきましては、下記金額について法第63条に基づく返還義務が生じましたので通知いたします。」と記載され、返還金額は96,335円となっている。

また、参考として法第63条抜粋「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を思弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と記載されている。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年8月29日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人の主張のとおり、平成28年12月26日に孫がA市に居住する孫の母宅に転居した、請求人が単身であれば生活保護を受給しなくても生活できるとの発言は確認している。しかし、もともと孫がその母ではなく、祖母である請求人との同居に至っている経緯は、孫と母の再婚相手との不仲からであり、住民票の異動もなく、孫への確認も取れていない状況で、保護を廃止することは不適切と判断した。また、孫のA市への転居の理由は請求人とのケンカである、孫が請求人宅に帰宅する可能性もあると、請求人から聴取したため、請求人に対して年明けに再度状況を報告するよう依頼した。

イ しかし、請求人は平成29年1月23日になってはじめて来庁し、孫が請求人宅に帰宅しておらず、このまま孫の母宅に居住する旨の報告を口頭で受けた。この時点でも孫の住民票の異動もなく、請求人の申立て以外に何ら確認する方法もないため、査察指導員との協議を行った。

査察指導員との協議の内容は、孫は就労による自立ではなく、引き取りによる保護の廃止となるため、以下のことを確認した上で、保護の廃止を判断することとするものである。①孫自身から直接辞退の意思の確認。②孫の母に扶養届にて孫を引き取った日付の確認及び扶養の意思の確認。③請求人宅に訪問し、孫が転居しているかの実態確認。

ウ また、請求人の保護廃止は孫が保護を要する場合、前提条件が変わるために、孫の廃止が確定してから、要否判定にて検討することとなった。この内容を請求人に伝えたところ、請求人は手続きの煩わしさについては苦言を呈していたものの、あくまで当該世帯の生活が困窮する可能性を考慮してこれまでの手続きであり、一定の理解を得ていたものと解している。

また、同年2月の保護費については請求人と孫の2人で保護を受給している保護費が振り込まれるが、請求人の主張のとおり、孫が12月下旬から保護を要しない状況が確認できれば、遡及変更にて保護費が再計算されるため、2月以降については単身での生活保護費の目安として1.1万円程度で生活するよう請求人に伝えた。

エ 孫からは平成29年1月30日に電話連絡があったものの、孫の母で請求人の長女の扶

養届は、同年3月21日になって提出があり、同月22日に請求人宅を訪問し、この時点で初めて上記の①、②、③をすべて確認できたこととなる。

オ したがって、過支給分の生活保護費について法第63条による費用の返還を求めるに違法性はなく、またこれが「活用すべき資産」ではないとの見解は適当ではないと考える。請求人は就労収入、年金収入、生活保護費にて生活しているが、生活保護費は最低生活費を基準として他の収入等によって満たすことのできない不足分を支給する。保護受給中に基準額の変更がありながら正しい扶助費の計算が行われず、結果として過支給となつた場合、過支給された金額はそれぞれ翌月には資力として認定することが可能になるものと解されている。この保護費の決定の変更の遅延による過支給は、その理由によって資力となるかならないか判断されるものではないと考える。また、請求人はすでにこの過支給分の生活保護費について費消したことを理由に資産がないと主張しているが、費消したことが、資産がなかったとの理由にはなりえない。請求人は、いつになったら孫の保護廃止の手続きが終了するのかとの問い合わせを行つて以上、孫がその時点で保護受給中であることは認識しており、過支給を受けていることも認識しているにも関わらず、過支給分を費消したものであると考える。

カ 請求人のケース記録には随所に事実でない記載があるとの訴えがあり、平成29年1月23日付記録の11万円程度で生活するように伝えるとの記載に関して事実を作出しているとの指摘があるが、前述にもあるように伝えたことは事実であり、記載内容に相違はない。また、その他の記載内容についても事実に相違はない。

(2) 審理員が平成30年3月16日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 1 請求人の主張(2)-イについて

請求人が2 処分庁の主張(1)-アについて、処分庁が自ら調査せずに、請求人に調査をさせており、これを処分庁が認めていると主張している。

2 処分庁の主張(1)-アは平成28年12月26日においての内容となるが、弁明書の添付書類同日付けケース記録にもあるとおり、孫が請求人宅に戻ってくる可能性について請求人に尋ねると、わからないとの回答であったため、年明けに再度状況報告を求めたものであり、これは法第61条に基づく届出の義務を求めたに過ぎず、請求人に調査を求めたわけではない。

イ 1・請求人の主張(2)-ウについて

請求人が2 処分庁の主張(1)-イにおいて記載した「請求人の申立以外に何ら方法もないため」について、「方法」がないとの主張は嘘の主張と述べている。後述(3)イにもあるように、請求人より報告を受けた直後に査察指導員との協議を行い、確認方法について2 処分庁の主張(1)-イ記載の指示を受け、その内容を請求人に伝えていることから嘘の主張という表現は適切でないと考える。しかしながら、これについて表現を誤り、誤

解を招いたことについて謝罪する。「方法」ではなく「情報」がないという表現が適切であった。

ウ 1 請求人の主張（2） - エについて

平成29年1月23日において請求人が査察指導員との協議を行った事実を請求人は知らないと主張しているが、担当ケースワーカーは査察指導員と協議を行った結果として請求人に2処分庁の主張（1） - イ記載の①②③の確認作業（以下、単に確認作業という）を行う必要性を伝えており、請求人の主張は事実と異なる。また、同日に請求人から正式に孫が請求人宅に戻ってくる可能性はないと報告を受けており、確認作業を行う必要性は同日時点では生じているため、この時点において確認作業を怠った事実はない。また、同日以降については確認作業を行っているため、確認作業を怠ったという請求人の主張は事実と異なる。

エ 1 請求人の主張（2） - オについて

2 処分庁の主張（1） - ウにおいて、平成29年1月23日に請求人の保護廃止は、孫が保護を要する場合、「前提条件」が変わるため、孫の廃止が確定してから、要否判定にて検討することとなったと記載しているが、この「前提条件」について説明する。

同日時点において、確認作業を行うと協議したばかりで、まだ孫が保護を要するかしないかの確認はとれていない。よって、当該世帯は2人世帯で生活保護を受給しており、生活保護の基準生活費（以下、最低生活費）は2人世帯の最低生活費となっている。生活保護の辞退があった場合、本当に生活保護を廃止しても、その世帯が問題なく生活が可能なのか、生活保護の要否判定を行うが、この要否判定の基準が孫が保護を要する場合は2人世帯の最低生活費、孫が保護を要しない場合は1人世帯の最低生活費で判定を行うため、2人世帯と1人世帯では前提条件が異なるということである。

請求人は孫がA市に転居したと報告していることを理由にすでに孫が保護を要しないと断定し、これを前提に主張を行っているが、事実確認が取れていないので、確認作業を行うことになった。同日時点では事実確認ができていない以上、1人世帯と断言するわけにはいかない。ここでいう前提条件とは何人世帯として要否判定を行うかを意味する。

オ 1 請求人の主張（2） - フについて

請求人は確認作業を処分庁から押し付けられたと主張しているが、実際に請求人に依頼したのは伝言のみである。確認作業①については孫から本職宛に電話をするよう伝言を依頼し、確認作業②については処分庁が孫の母宛に扶養届を送付しており、円滑に確認作業が進むように請求人からも孫の母に扶養届を記入してもらうよう伝言を依頼しただけであり、決して確認作業を請求人に押し付けているわけでも、まして丸投げしているわけでもない。また、確認作業③については担当ケースワーカーが請求人宅を訪問し、調査している。

2 処分庁の主張（1） - ウにおける請求人に「一定の理解を得ていた」というのは、「請求人は保護辞退にあたって、申し立てのみで十分に足り、孫や孫の母に確認をする必要はない」と考えているが、生活保護業務を行ううえでこれらの確認作業が必要であること」の理解

を得ていたという趣旨になる。実際に請求人からの伝言にて孫から電話があり(確認作業①)、孫の母から扶養届を預かって請求人が処分庁に提出(確認作業②)したことからも、請求人はそのような理解をしていたことは絶対にないという請求人の主張は事実と異なる。

カ 1 請求人の主張(2)-キについて

請求人は平成29年1月23日付けケース記録が正しい記載ではないと主張しているが、ケース記録に記載されていることは事実である。請求人は1 請求人の主張(1)イ- (キ)に同日に11万円で生活するようにと聞いた覚えはない、担当ケースワーカーからは「11万円」という数字を聞かされたことはなかったと主張しているが、1 請求人の主張(2)-キにおいて「11万円」という金額について担当ケースワーカーと請求人で認識理解に齟齬が生じていると主張が変わっている。また、請求人が自身の収入は11万円程度と発した事実もない。請求人の収入は平成28年12月から平成29年3月にかけて、給与収入と年金収入を合わせて14万円以上あると請求人自身が毎月収入申告書を提出しており、同日にも給与収入、年金収入 合計141,716円の収入申告書の提出があるため、請求人の主張は整合性がなく、事実と異なる。

キ 1 請求人の主張(2)-クについて

確認作業が平成29年3月22日となつたことについては事実だが、調査を怠慢したわけでも、これを請求人に押し付けた事実もない。ケース記録に記載はないが、請求人から孫の母が扶養届の記入の仕方がわからないと言っているという相談があり、請求人から孫の母の携帯電話番号を聴取し、担当ケースワーカーから電話し、扶養届の記入の仕方も伝えるなどの対応をしている。この内容は単なる記載方法についての確認だったので、ケース記録には記載していない。

ク 1 請求人の主張(2)-ケ-(ア)について

法第63条には「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とある。この「急迫の場合等」の「等」についての解釈は、『生活保護法の解釈と運用(全国社会福祉協議会発行)』に、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合等である。」とある。本件は、調査により、孫の保護の程度(保護が必要かどうか)の決定を過って、不当に高額の決定をしたことが判明したため、同法を適用し、過支給となつた金額の返還を求めていたため、違法性はないと考える。

ケ 1 請求人の主張(2)-ケ-(イ)について

上記にも記載したが、法第63条の解釈は「調査不十分のため資力があるにもかかわらず資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の決定をした場合等である。」とあるため、これによって過支給となつた

保護費を同法にある資産に該当しないと考えることは適当ではない。

また、今回返還を求めている保護費については、請求人の就労収入、年金収入、実際に支給した生活保護費の合計額が、孫が保護廃止となつたために変更となつた請求人の最低生活費を上回っているため、この差額を資産（資力）と考え、返還を求めている。この上回る資産をすでに費消していることは返還を分割で行う理由になりえても、返還そのものが不当となる理由にはならない。あくまで平成28年12月、平成29年1月、同年2月の時点での最低生活費を上回る資産（就労収入、年金収入、すでに支給した生活保護費）があつたことは事実であり、返還金を求めた時点でその上回る資産を費消したことが、各時点に遡って資産がなかつたことにはならず、請求人が主張する資産を費消したことが資産がなかつたとの理由にはならない。処分庁は平成29年6月23日時点において資産があるから返還を求めているわけではないことも申し添える。

コ 1 請求人の主張（2）-ケ-（ウ）について

平成29年1月23日、同年3月22日、同年4月6日に担当ケースワーカーが生活保護費について返還が生じることを伝えているのは事実であり、請求人の主張は、「いつになつたら孫の保護廃止の手続きが終了するのか」と述べていることからも、請求人が孫の保護が廃止となっていない事実を理解していることが確認でき、請求人の主張は整合性がない。

サ 結論

上記に記載したとおり、本件において違法性はなく、また請求人の主張は事実と異なる主張が含まれることから、審査請求の理由を全面的に否認する。

（3）処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年12月26日付けのケース記録には、「請求人が来庁する。請求人によると、孫は今後、A市の孫の母宅に住むことになるとのこと。今後は請求人宅には請求人単身で生活することになり、就労収入と年金収入でなんとか生活できると思うので生活保護を辞退したいと述べる。請求人は孫が12月22日くらいから請求人宅を出て行っていると述べるが、正確な日付はわからないとのこと。孫が請求人宅を出て行った経緯は、請求人と孫のケンカの積み重ねが原因とのこと。孫は両親のことをよく思っていないことを理由にこれまで両親宅に引き取られることを拒んでいた経過があるため、請求人宅に戻ってくる可能性はないか尋ねると請求人は分からないと述べる。孫が請求人宅に戻ってくる可能性もあるため、年明けに再度連絡するよう依頼する。」との記載がある。

イ 平成29年1月23日付けのケース記録には、「請求人が来庁する。請求人によると孫は前回相談した平成28年12月26日以降、請求人宅に帰ってきていないとのこと。また、孫はA市で仕事を探しているとのことである。孫の母と請求人で話をし、孫は孫の母宅で今後生活することになったとのこと。よって、請求人も単身での生活になるため、生活保護を辞退すること。なお、孫が請求人宅を出て行った日付は不明のこと。」との記載

がある。

また、S V協議の内容として、「孫の母による孫の引き取り及びこれに伴う生活保護辞退の意思を受けてS V協議を行う。結果、孫の母には孫の扶養届の提出を依頼し、孫自身から本職へ生活保護辞退の意思を伝える電話を依頼する。なお、請求人宅を訪問し、孫が転居しているかの確認を持って判断することとなる。請求人の生活保護辞退については、孫の生活保護が廃止となってから、要否判定を行い、検討することとなる。」との記載がある。

さらに、請求人にS V協議の結果を伝えた際の記録として、「請求人は保護を抜けると言っているのに、なぜ孫に確認したり、扶養届などの書類を書く必要があるのかと述べる。本職から請求人に孫自身の意思に反して保護を廃止するわけにはいかないので、本職が孫が離脱する意思があるかを孫に直接確認する必要があることを説明する。また、扶養届についても請求人は就労して自立したわけではなく、孫の母に引き取られることを理由に保護を廃止するため、孫の母に孫を扶養する意思を確認する必要があるため、協力を依頼する。請求人は理解を示すも、請求人から孫の母に扶養届を手渡すことは困難と述べる。扶養届は処分庁より請求人から聴取した住所に孫の母の宛名で送付するので、電話でよいので、請求人から孫の母に扶養届の記入を依頼するよう伝える。また、請求人から孫に本職宛に連絡するよう伝言を依頼する。請求人には現状では、請求人と孫の二人世帯で生活保護を受給している状態であり、2か月分保護費についても二人分の最低生活費で保護費が計算されて支給されるため、2月の生活費は一人分の最低生活費で生活する必要があり、目安として1,10,000円程度で生活するよう伝える。わかりましたとのこと。」との記載がある。

ウ 平成29年1月30日付けのケース記録には、「孫から電話あり。孫に、請求人から孫は孫の母宅に12月下旬から転居していると聴取しているが事実かと確認するとそのとおりであると述べる。具体的な転居した日付けを聴取するも不明のこと。孫の生活保護は廃止となっても問題ないのか伺うと問題はないと述べる。」との記載がある。

エ 平成29年2月2日付けのケース記録には、「孫の母について扶養調査のため、扶養届を送付する。」との記載がある。

オ 平成29年3月21日付けのケース記録には、「請求人が来庁する。孫の母の扶養届を提出する。扶養届には平成28年12月24日から孫を引き取っているとの記載あり。」との記載がある。

カ 平成29年3月22日付けのケース記録には、「請求人宅を訪問する。請求人に再度、孫は孫の母の扶養届の記載どおり、平成28年12月24日からA市の孫の母に引き取られており、以降請求人宅に帰ってきたことはないことを確認する。(中略)孫の保護廃止については後日回答すると伝え、実際に保護廃止となった場合は戻入金が発生する見込みのため、心づもりしておくよう伝える。わかりましたとのこと。」との記載がある。

キ 平成29年4月6日付けのケース記録には、「請求人から孫の保護の廃止の件について、

どのように進んでいるのかとの質問があつたため、決裁を回す必要があるため、待ってほしい旨を伝える。現時点では請求人と孫の両名での保護費が振り込まれているので、実際に孫の生活保護が廃止となれば、戻入金が発生し、4月分保護費も同様であるため、多くとも60,000円も差額はないので、これを考慮して生活するよう伝える。請求人は、なぜ孫が生活保護を辞退すると以前から伝えているのに戻入金が発生するのか、毎月支給されている保護費より大きい金額を返さなければならないのかと述べる。前回訪問時にも戻入金が発生することは伝えていると説明するも、そのようなことは聞いていないと主張する。戻入金の件については孫が生活保護が廃止となる可能性が出た時点で発生する見込みであったため、詳しい説明が遅れたことについて謝罪し、再度、生活保護制度を説明し、単身と二人世帯では最低生活費が異なり、その差額が過去に遡って発生し、4月5日に支給された保護費についても同様であることを伝える。月額60,000円という金額も正確な金額でなく、これだけ月に見積もっていれば十分な金額であると説明する。」との記載がある。

ク 平成29年5月1日付けのケース記録には、「孫の保護の廃止の件について、進捗を尋ねられ、手続きが進んでいないことを伝え、謝罪する。戻入金について再度伝えると、なぜ戻入金が発生するのかと尋ねられる。3月、4月と戻入金については説明していると伝えると、請求人はそのようなことは聞いていないと主張する。再度4月と同様の説明を行うも、請求人は聞いたかもしれないが知らないと述べる。4月の生活費について孫の分の生活費を考慮していないのか尋ねるとしていないとの回答である。こちらの手続きが遅れているのは申し訳なく、5月の保護費についても同様の状態となっているため、考慮して生活してほしい旨を伝える。」との記載がある。

ケ 平成29年5月29日付けのケース記録には、「請求人が来庁する。孫の保護の廃止について何も連絡がない件についてどうなっているのかとのこと。現在書類作成中であるので、もう少し待って欲しいと伝える。なぜそんなに手続きが遅いのかと質問があつたため、3月までは扶養届の提出を待っていたことが大きく、4月以降については本職の手続きの遅れが原因であると回答する。戻入金について5月分の保護費からある程度残して生活しているのか確認すると、残していないと述べる。5月1日に戻入金のことは伝えているにもかかわらず、なぜ考慮せずに使用したのか尋ねると、戻入金のことは聞いていないと答える。これまで何度も戻入金については説明し、5月1日に至っては、戻入金は分割で支払う方針であること、保護の辞退についても、戻入金の返済を考慮してタイミングを検討するということで協議したことを伝えるも、覚えていない、初めて聞いたと主張する。」との記載がある。

コ 平成29年5月30日付けのケース記録には、「孫の母が孫を引き取ったことによる孫の生活保護廃止についてケース診断会議を行う。」との記載があり、ケース診断会議の結果として、「孫を平成29年3月1日付で廃止し、過支給となった合計96,335円については、法63条を適用し、費用返還を求めることで意見一致となる。」との記載がある。

サ 平成29年3月21日付け、処分庁受理の孫の母の扶養届には、「12月24日～孫を引き取っています。」との記載がある。

シ 平成26年4月15日付けの面接記録票には、「孫は家族でA県に住んでいたが、養父との折り合いが悪く家出を繰り返す状態が続いたため請求人宅への同居となった。」との記載がある。

ス 法第63条に基づく返還金の算出表には、返還金額の算出として、平成28年12月から同年2月までの3ヶ月について、請求人の単身世帯の場合の最低生活費と、孫と同世帯の場合の最低生活費の差額と、平成29年1月及び同年2月に発生した医療費の自己負担額を加えた金額を返還対象としていることが認められる。その金額は96,335円である。

理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定めている。
- (4) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (5) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還し

なければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第10の問12の答2は、保護を廃止すべき場合について、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と定めている。また、「(前略)なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。」と定めている。

2 本件返還決定について

(1) 孫の保護廃止の決定について

孫の保護廃止の決定にあたっては、請求人世帯において最低生活費が恒常的に減少し、孫について保護を再度開始する必要がないことを確認する必要がある。(前記1(6))

請求人は、孫が転出した旨を処分庁に申し出た時点では、請求人自身も孫が今後請求人宅に戻って来る可能性を否定しておらず、孫が請求人と同居するに至った経緯等を踏まえ、処分庁が、請求人及び孫からの申し出だけでなく、孫の母からの扶養届の提出をもって、孫の保護廃止の判断を行うとしたことは、妥当な判断であると認められる。

しかしながら、孫の保護を要しなくなった日が平成28年12月24日であることが確認できたのは、平成29年3月22日であることに争いはなく、速やかに同日付で孫の保護を廃止すべきところ(前記第1(3))、処分庁の事務の遅滞によりその決定が同年5月に遅延したことにより、孫の保護の廃止が平成29年3月1日付けとなったことから、遡及のできない過支給分について法第63条に基づく費用返還とせざるを得なくなったものといわざるを得ず、この点について、請求人の瑕疵は見出すことができない。

(2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の

実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行ななければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

（3）本件返還決定がされた経緯について

しかしながら、処分庁が、平成29年3月22日以降、同年5月30日のケース診断会議における検討を経て、請求人に対し、本件返還決定をするまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることができ、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出しができない。

（4）まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体的な事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

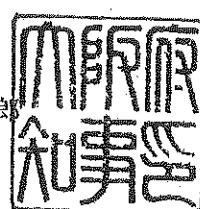
他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月6日

審査官 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます。
また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

